

2019年10月31日

加盟店各位

佐川フィナンシャル株式会社

## e-コレクト®クレジットカード契約に関する調査終了のお知らせ

平素は弊社e-コレクト®クレジットカード決済のお取り扱いに格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、この度はご多忙のところ、弊社より去る9月10日からご対応をお願いしておりました「加盟店契約後調査（定期調査）」（別添ご参照ください）へのご協力・ご回答をいただき、誠にありがとうございました。

本お知らせをもちまして、今回の調査依頼に関する弊社加盟店事務局は閉局とさせていただきます。

- PC・スマートフォンよりご回答いただく回答フォームの停止
- 事務局のお問合せメールアドレスの停止

また、以降につきましても、本件につきまして弊社より直接ご連絡をさせていただく事がございます。引き続きご協力のほど宜しくお願い申し上げます。

本件につきましてお問合せ等がございましたら下記弊社メールアドレスまでお問合せいただきます様お願い申し上げます。

### 【本件専用のお問合せ先】

佐川フィナンシャル株式会社

e-mail: [e-collect\\_sgf@sg-financial.co.jp](mailto:e-collect_sgf@sg-financial.co.jp)

※本件以外のお問合せにつきましてはご回答できかねますので、ご了承くださいませ、お願い致します。

以上

## 【別添資料】

2019年8月吉日

加盟店各位

佐川フィナンシャル株式会社

### e-コレクト®クレジットカード契約に関する調査のお願い

平素は弊社e-コレクト®クレジットカード決済のお取り扱いに格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、2018年6月1日の「割賦販売法の一部を改正する法律（改正割賦販売法）」施行に伴い、弊社が提携するカード会社に対して『加盟店契約後調査（定期調査）』の義務が課せられることになりました。

e-コレクト®クレジットカード加盟店様におかれましても、「加盟店契約後調査」が必要となりましたので本調査へのご協力・ご回答をお願い申し上げます。

※ 調査に関する詳細をe-mail・圧着はがき・封書等で対象加盟店様宛に順次お届けいたしますので、そちらに記載のID・パスワードにて下記URLにログインの上、期日までにご回答くださいますようお願いいたします。

**↓下記回答フォームは停止済の為ご利用いただけません。**

【回答フォーム】：[https://yagb.f.msgs.jp/webapp/form/21656\\_yagb\\_8/index.do](https://yagb.f.msgs.jp/webapp/form/21656_yagb_8/index.do)

【今回の調査期間】：2019年9月10日（火曜日）～2019年10月9日（水曜日）

【改正割賦販売法についての参考URL】

◆出典：経済産業省ウェブサイト

[https://www.meti.go.jp/policy/economy/consumer/credit/kappuhannbaihounoichibuwokaiseisu\\_ruhouritsu.pdf](https://www.meti.go.jp/policy/economy/consumer/credit/kappuhannbaihounoichibuwokaiseisu_ruhouritsu.pdf)

◆日本クレジット協会：

<https://www.j-credit.or.jp/security/understanding/member-store.html>

## 【調査義務について】

定期調査は、改正割賦販売法の施行（2018年6月1日）により必要になったものです。

すなわち、今回の改正割賦販売法の施行により、クレジットカード番号取扱業者（カード会社）には、加盟店管理強化の観点から、加盟店に関する基本的な事項、加盟店が販売する商品・権利・役務に関する事項の義務履行状況の確認や各種調査・記録の義務が課せられました。

例えば、法人である加盟店の代表者の氏名及び生年月日については、割賦販売法施行規則133条の6第2号、同施行規則133条の5第1項第1号、割賦販売法35条の17の8第1項、第3項、第5項により定期調査の対象とされており、これらの調査に関する記録の作成・保存がカード会社に義務付けられております。

そして、改正割賦販売法では、加盟店調査義務の懈怠は経済産業大臣の改善命令の対象となり、調査に関する記録を作成せず、又は保存しなかった者には罰金が科せられます。

そのため、カード会社は、加盟店が調査に応じず又は調査に対する回答が法令で定める基準に適合しない場合、加盟店が合理的な期間内での是正、指導に従わないときは、規約に基づいて加盟店契約を解約することがあります。

◆割賦販売法施行規則（命令本文） 出典：経済産業省ウェブサイト

<https://www.meti.go.jp/policy/economy/consumer/credit/pdf/1712meireihonbunsinkiyu.pdf>

## Q&A

**Q：**e-コレクト®クレジットカード加盟店契約をした覚えがないのですが。

**A：**貴社と弊社の間においてe-コレクト®クレジットカード加盟店契約が締結されている加盟店様にご通知させていただきますので、ご回答をお願いいたします。

**Q：**「加盟店契約後調査（定期調査）」に回答しない場合、どうなりますか？

**A：**加盟店様のe-コレクト®クレジットカード加盟店契約を継続するために必要なお回答となります。ご対応いただけない場合、弊社提携カード会社の意向によりe-コレクト®でのクレジットカード決済がご利用いただけなくなる可能性がございます。

**Q：**「加盟店契約後調査（定期調査）」の回答項目について、契約時に申込書等に記載しているが、再度回答をしなくてははいけませんか。

**A：**今回の「加盟店契約後調査（定期調査）」につきましては、過去に申し出を頂いている項目もございますが、改めまして最新の届出事項の内容を確認させて頂きたく、大変お手数をお掛け致しますが何卒よろしくお願い申し上げます。

**Q：**加盟店契約後調査項目について、商品販売形態の訪問販売・電話勧誘販売・連鎖販売・業務提供誘引販売がよく分かりません。

**A：**特定商取引法ガイド(<http://www.no-trouble.go.jp/>)の特定商取引法販売方法の該当部分にてご確認ください。

<下記簡易説明>

#### 訪問販売とは

事業者が消費者の自宅に訪問して、商品や権利の販売または役務の提供を行なう契約をする取引となります。キャッチセールス、アポイントセールスを含みます。

#### 電話勧誘販売とは

事業者が電話で勧誘し、申込を受ける取引となります。電話を一旦切った後、消費者が郵便や電話等によって申込を行なう場合にも該当いたします。

#### 連鎖販売とは

物品の販売（または役務の提供など）の事業であって、再販売、受託販売もしくは販売のあっせんをする者を、特定利益が得られると誘引し、特定負担を伴う取引となります。

#### 業務提供誘引販売とは

物品の販売または役務の提供事業であって、業務提供利益が得られる相手方を誘引し、その者と特定負担を伴う取引をするものとなります、具体的には、販売されるパソコンとコンピュータソフト（決済対象）を使用して行うホームページ作成の在宅ワークの類となります。

#### 【個人情報の取り扱いについて】

今回の調査でご回答いただきました内容につきましてはe-コレクト®基本規約第17条、同カード加盟店規約第19条（情報の収集及び利用等）等に基づき収集・利用等を致します。詳しくは弊社ホームページに記載しておりますe-コレクト®各規約をご確認ください。

※本調査ご対応後は届出事項に変更が生じた場合は弊社まで必ずご連絡ください。

（e-コレクト®基本規約 第15条 届出事項の変更）

※本調査は佐川フィナンシャル株式会社の提供するサービス『e-コレクト®クレジットカード加盟店契約』に基づいた依頼事項となりますので、ご協力をお願いいたします。

**↓下記加盟店事務局は閉局致しました。**

~~【本件専用のお問合せ先】~~

~~佐川フィナンシャル株式会社 加盟店事務局~~

~~TEL:03-6631-7663（平日 10:00～17:00）~~

~~e-mail:info\_sg=financial@i.msgs.jp~~

~~※本件以外のお問合せにつきましてはご回答できかねますので、~~

~~ご子承くださいます様、お願い致します。~~

以上